

[事案 2020-236] 災害保険金支払請求

・令和3年4月6日 裁定終了

<事案の概要>

災害保険金が支払われなかったことを不服として、災害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

被保険者である妻が、「咽頭内異物による窒息」による急性呼吸不全を原因とする急性心不全により死亡したため、平成24年4月に契約した医療定期保険にもとづき、保険金を請求したところ、約款に規定する不慮の事故から除外する事故（以下「除外事故」）に該当するとし、傷害特約にもとづく災害保険金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、災害保険金を支払ってほしい。

- (1) 本契約の特約約款では、除外事故として、「精神神経障害の状態にある者の嚥下による窒息」を規定しているが、妻は、認知症の診断を受けていたものの、自立しており、本件事故と認知症とは関係なく、除外事故には該当しない。
- (2) 妻の窒息は、生活介護事業所が妻の状況に配慮して食事のとり方に工夫をするなどの作為義務を怠ったために発生した事故であり、約款に規定する不慮の事故に該当する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件窒息は、食べ物を詰め込んだことが原因であり、この食べ物の詰込みは、申立人の妻の前頭側頭型認知症による障害そのものであることから、除外事故に該当する。したがって、不慮の事故を支払理由の要素としている傷害特約にもとづく災害保険金を支払うことはできない。
- (2) 生活介護事業所に作為義務違反は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の妻の死亡に至るまでの経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の妻の死因は、約款に規定する不慮の事故による傷害を直接の原因とするものとは認められず、また、生活介護事業所に作為義務違反も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。